

【領域番号】 1301

【領域略称名】 法と人間科学

【領域代表者（所属）】 仲 真紀子（北海道大学・大学院文学研究科・教授）

以下、1. 研究領域の研究目的と 2. 全体構想について述べる。また、3. どのような点が「我が国の学術水準の向上・強化につながる研究領域」であるかを述べ、最後に、4. 研究の学術的背景について述べる。

### 1. 研究領域の研究目的

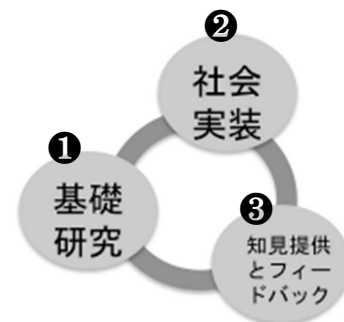
2009年に裁判員制度が開始され、応募時では1年余（現在では3年）が経過し、制度の利点や問題が議論されるようになった。また、司法への国民参加に伴い、法教育、捜査の可視化、虐待への対応、矯正や服役後の課題等、これまであまり目を向けられてこなかった実務的な問題への関心も高まっている。科学研究と、エビデンスにもとづく解決が望まれる課題として、以下のような問題を挙げる事ができる。

- **制度の基盤に関わる問題【法意識と教育】**：日本の法概念、一般市民の法的考え方やその発達的变化、日本の法概念に即した法教育（法哲学、法社会学、教育）。
- **公判前の問題【捜査に関わる問題】**：虚偽自白を生まない取調べ（記憶、コミュニケーション）、正確な被疑者同一性識別（知覚、記憶）、弱者・障害者のケア等（発達、精神医療）。
- **公判での問題【法廷での問題】**：尋問方法（コミュニケーション、認知）、宣誓の理解（嘘に対する意識、法意識）、法律用語の理解（語彙、知識）、裁判員・裁判官による証拠評価や意志決定のプロセス（意志決定）、訴追手続きや弁護の有効性（コミュニケーション、説得）。
- **公判後の問題【福祉、支援の問題】**：薬物やギャンブル依存、性犯罪等、特性に応じた処遇が必要な強制プログラムやその評価（精神医療、発達）、被告人、被害者、参考人等による判決の受け入れや満足度（法意識、刑罰に対する意識）。

こういった問題は、基礎的な実験や調査により得られた心理学的知見を応用するだけでは解決できない。現実的な法や制度のもとでの人間行動の理解、解明が必要であり、司法のフィールドとの連携や協働がなければ、情報収集も成果還元も不可能である。

諸外国では「法と心理学」の枠組みにおいて、こういった領域連携的な研究がさかんに行なわれ、エビデンスにもとづく法制度の策定や実務におけるガイドラインの作成、実務家訓練が推進されている。しかし、我が国ではこういった共同研究が系統的に行なわれることはなく、実務への貢献にも制約があった。司法に関わる人間の行動に関する心理・社会科学的な実証研究が行われるようになったのは、1990年代半ばからである。

このような現状を踏まえ、本領域では、法学、心理学、および司法の実務の領域にまたがる新学術領域の創出を提案し、推し進める。その目標は、**①司法の実務に即した課題を、法学者、心理学者、実務家が協働し、現場のフィールドを前提として研究活動を行うこと、②得られた成果を制度や実務へと還元すること、③制度や実務からのフィードバックを得て、新たな研究課題へと投入すること**、である。そうすることにより、**我が国の学術水準の向上と強化を図り、実証科学に支えられた法の実務、法制度の構築を導き、社会の福祉と幸福のために資することを図る。**



### 2. 全体的構想

本申請は「研究領域提案型」であり、法学者、司法の実務家、心理・社会学者が協働して研究を行い、人材育成の道筋をつくることのできる領域を確立することを目指している。具体的には核となる研究グループとして「法意識と教育」「捜査手続き」「裁判員裁判」「司法と福祉」の4つのフィールドを形成する。以下、各フィールドおよび計画研究について述べる。

- **【法意識と教育】** 裁判員制度の成立にともない、一般市民が司法に関心を寄せ、実務にも関わるようになった。市民の法意識や法に関する教育は重要な課題である。ここでは、①唐沢班が、司法の基本的概念である「責任」等の諸概念に関し、一般市民がどのような理解の構造と判断過程を示すのかを社会調査や実験によって調べた上、これら諸概念に関する教育方法を考案する。②河合班では、厳罰化・死刑は犯罪を抑止しないという知見にもとづき、市民の厳罰化・死刑に関する信念、科学的データとの乖離を調査し、市民への知識提供を行う。③久保山班では、民事紛争をテーマに、法教育のゲーム教材を作成する。
- **【捜査手続き】** 足利事件の虚偽自白をはじめ、事情聴取の方法や記録法は現代的な問題である。ここでは、④高木班が、虚偽自白発生防止を組み込んだ被疑者面接技法の作成を、⑤巖島班では、目撃証言の正確さを保証する識別・尋問方法の開発を目指す。また、⑥佐藤班は、複数回にわたって録取される供述を三次元的に視覚化し、信用性の査定を支援するシステムを作成する。
- **【裁判員裁判】** 裁判員制度が開始され、市民による司法参加に伴う問題や支援の必要性が明らかになってきた。⑦伊東班は、マスコミによる報道など、証拠以外の情報が市民の認知や司法判断に及ぼす影響を明らかにし、裁判員制度運用に関する提言を行う。⑧指宿班は裁判員裁判における取り調べの可視化の効果と問題点を明らかにし、ガイドラインの策定を行う。
- **【司法と福祉】** 被害者をどのように保護支援するか、犯罪を犯した者の立ち直りにどう働きかけるかという問題を扱う。⑨仲班は発達心理学の視点に立ち、虐待被害を受けた子どもに対する事情聴取の方法を確立するとともに、司法関係者、医療関係者、福祉関係者との連携のあり方を調べる。⑩石塚班は、発達障害における成人・少年の一貫した処遇の検討などを通して、人間科学的知見の活用について、そのあるべき姿を提案する。

以上のすべての研究班において (a) 実務家との問題共有、(b) 基礎研究、(c) 実務家・市民への成果提供 (提言、ガイドラインの作成、実務家研修、教材の普及等)、(d) 実務家・市民からのフィードバック、というサイクルにより研究を推進する。特に (c) の成果提供は総括班が指揮を取り、10 グループ (公募班参加後は 18 グループ) が連携をもって実施する。具体的にはデータベースを作り、HP 等によって提供する他、学会などの前後に実務家に対する共同研修を行う。

### 3. 本領域のどのような点が「我が国の学術水準の向上・強化につながる研究領域」であるか

この領域の特徴は、(a) 心理学者、法学者、司法の実務家という複数の視点による問題共有、(b) 協働による研究、(c) 社会への実装 (研修、提言、ガイドライン、教材、授業、講演)、(d) フィードバックのプロセスを繰り返すことにより、研究を進めることである。このことにより、法学と心理学は、現実の制度における人間行動の解明という機会が与えられ、実務においては、エビデンスに基づく意思決定や制度構築が可能になる。また、その効果測定は、研究領域のさらなる向上・強化につながる。

### 4. 研究の学術的背景

欧米では 1970 年代後半頃より、法と心理学の領域が顕現してきた。アメリカでは 1976 年にアメリカ心理学会の部会として法と心理学会が設立され、Law & Human Behavior 誌を発行している。西欧ではヨーロッパ心理・法学会が 1991 年に設立され、Psychology, Crime & Law 誌を発行している。1998 年からは 4 年に 1 度、アメリカ、ヨーロッパ、オセアニアの合同法と心理学会が開催され、日本からの参加も多い。

これらの会議・学会では司法に関わる種々の課題が心理学者、法学者、実務家間で議論され、制度設計や評価において用いられている。日本では 2000 年に法と心理学会が設立され、法学者、心理学者と弁護士、家裁調査官等の実務家の協働が見られるようになった。このような準備のもと、新学術領域を立ち上げた。